

地方議会議員年金制度に関する適切な 措置を求める要望

平成 22 年 5 月

全国市議会議長会
市議会議員共済会

地方議会議員年金制度に関する適切な措置を求める決議

市町村議会議員の年金財政は、平成の大合併の大規模かつ急速な進展等による議員数の大幅な減少と受給者の増加により急速に悪化し、平成 14 年及び 18 年の 2 度にわたり自助努力の限界ともいえる大幅な掛金の引上げと給付の引下げが行われたものの、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成 23 年度には積立金が枯渇し破綻が確実視されている。

このことから、国においては、地方議会議員年金制度の見直し案を検討することとされているが、国策によって推進された市町村合併に身をもって協力した市町村議会議員の強い思いを厳粛に受けとめ、地方議会議員年金制度について下記に基づき適切な措置を早急に講ずるよう強く求める。

記

- 1 市町村議会議員の年金が将来にわたり安定的に給付が可能となるよう、市町村議会議員年金制度の安定的運営の確保に向け次の措置を講ずること。
 - (1) 平成の大合併に伴う影響額については、合併特例法の規定に基づき激変緩和負担金として全額公費負担とすること。

(2) 合併影響分を除いた分の負担割合については、他の公的年金制度と同様、議員負担と公費負担を5対5とすること。

(3) 給付水準の引下げは行わないこと。

2 1の措置を講ずることができない場合には、地方議会議員年金制度を廃止することもやむを得ないものであるが、その際には、国会議員互助年金の廃止の例によること。

以上、決議する。

平成22年2月8日

市議会議員共済会

平成22年2月9日

全国市議会議長会

市・町村議会議員共済会の現状と財政見通し

- ◆ 市町村合併が大規模かつ急速に進展したことに伴い、市区町村議員数が約4割減少する一方、年金受給者数が約2割増加し、1人の議員が約3人の受給者を支える構造となっている。
- ◆ 収支を改善するため、平成14年及び18年の2度にわたり、大幅な掛金の引上げと給付の引下げが行われたものの、市町村合併の影響はさらに大きく、毎年多額の赤字が発生し、市・町村共済会の積立金は急激に減少した。

このままでは、平成23年度に両共済会の積立金は枯渇し、年金・一時金の給付が不可能となる。

【合併の影響】

市区町村	平成10年度末		平成21年度末
団体数	3,255市区町村	1,505市区町村減	1,750市区町村
議員数	約6万人	2万6千人減	約3万4千人
受給者数	約7万9千人	1万2千人増	約9万1千人

【年金財政の状況】

市・町村共済会	平成10年度	平成21年度	平成23年度推計
収入	約504億円	約521億円	約489億円
支出	約518億円	約663億円	約678億円
年度末積立金	約1,913億円	約246億円	▲約92億円

- ◆ 一方、市町村合併と行政改革により、議員報酬手当にかかる地方公共団体の財政負担は毎年約1,100億円軽減されている。

市区町村	平成10年度		平成19年度
議員報酬手当	約3,298億円	1,085億円減	約2,213億円

※地方財政統計年報による

給付と負担の改正経緯

◆ 平成14年と18年の2度の改正により、大幅な給付の引下げと負担の引上げが行われた。

○ 給付水準(現役議員30%引下げ、既裁定者10%引下げ)

○ 議員負担(掛金率45%引上げ、特別掛金率1,400%引上げ)

これまでの大幅な改正により、給付水準の削減及び議員の負担については、自助努力の限界に達している。

(参考) 総報酬に対する掛金等の負担割合

○ 市議会議員年金13.6% (平成20年度)

○ 厚生年金 5.141% (平成20年度)

○ 国会議員互助年金5.7% (平成17年度)

◆ 平成18年改正では、市町村合併特例法の規定に基づき、合併の影響に対する激変緩和負担金として4.5%の上乗せ措置が講じられたものの、合併の影響による財政不足を改善するには不十分であった。

【平成14年及び18年改正】

		改正前	平成14年改正	平成18年改正	
※ 給付	現役議員	50/150	⇒ 40/150	⇒ 35/150	
	既裁定者	50/150	⇒ 50/150	⇒ 45/150	
負担	議員	掛金	⇒ 11%	⇒ 13%	⇒ 16%
		特別掛金	⇒ 0.5%	⇒ 5%	⇒ 7.5%
	公費	負担金	⇒ 9.5%	⇒ 10.5%	⇒ 12%
		特別掛金に対する負担金	—	—	—
		激変緩和負担金	—	—	4.5%

※平均標準報酬年額に乗ずる年金算定基礎率

地方議会議員年金の 給付と負担の見直し案

- ◆ 平成21年3月に、総務省に設置された「地方議会議員年金制度検討会」第4回会議において、さらなる給付の引下げと掛金等の引上げを行うA案・B案が提示された。

【地方議会議員年金制度検討会案(平成21年11月)】

		平成18年改正	A案 ※	B案	
給付	現役議員	35/150	31.5/150	33.25/150	
	既裁定者	45/150	40.5/150	42.75/150	
負担	議員	掛金	16% → 17.5% ~ 16.5%	17%	
		特別掛金	7.5% → 13% ~ 9%	10%	
	公費	負担金	12% → 14.5% ~ 13%	14%	
		特別掛金に対する負担金	—	—	—
		激変緩和負担金	4.5% → 7.8% ~ 6.8%	14%	

※A案の負担はH23～H30年度の間、臨時的に率をかさ上げ



地方議会議員年金制度検討会で示されたA案・B案は受け入れられない。

- ◆ 市町村合併特例法に基づく激変緩和措置は不十分である。
- ◆ 大幅な給付水準の削減と議員の掛金の負担については、既に自助努力の限界に達しており、これ以上の給付水準の削減と掛金の引き上げは到底受け入れられない。

全国市議会議長会の案

- ◆ 平成の大合併に伴う未措置の影響額として試算された1,883億円については、合併特例法の規定に基づき、激変緩和負担金として全額を公費負担とすること。

市町村の合併の特例等に関する法律(抜粋)

第六十五条 第三項

国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う……(略)……市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 激変緩和負担金を除いた議員と公費の負担割合は6対4となっているが、地方公務員等共済組合や厚生年金などの負担割合が5対5であることから、他の公的年金制度と同様、5対5とすること。

【全国市議会議長会案】

		現行	全国市議会議長会案	
給付水準 (年金・一時金)		—	現行どおり (平成14年、18年改正で引下げ)	
負担	議員	掛金	16%	
		特別掛金	7.5%	
	公費	負担金	12%	掛金と同率の16%とする
		特別掛金に対する負担金	0%	新たに創設し、特別掛金と同率の7.5%とする
		激変緩和負担金	4.5%	合併影響分は全額公費負担とし、14%とする



これらの措置を講ずることにより、現行の給付水準及び議員負担で十分賄うことができる。

- ・上記の措置を講ずることができない場合には、地方議会議員年金制度の廃止もやむを得ない。
- ・廃止する場合には、国会議員互助年金の廃止の例によること。

国会議員互助年金の廃止の例

【国会議員互助年金の廃止の方法】 廃止日：平成18年4月1日

- ◆ 廃止時に在職10年以上の年金受給資格のある者は、納付金総額の80%を退職時に給付、又は退職後、廃止前の法律による年金額の15%を削減した年金を受給。
- ◆ 在職10年未満の年金受給資格のない者は、納付金総額の80%を退職時に給付。
- ◆ 退職年金受給者は、最大で10%削減し支給継続。遺族年金受給者は、全額を支給継続。
- ◆ 廃止後の給付金は全額国庫負担。

【参考：国会議員年金と地方議員年金の比較】

		(旧)国会議員互助年金	地方議会議員年金(市)
受給資格		在職10年以上	在職12年以上
給付水準		歳費年額 × 50/150	平均標準報酬年額 × 35/150
平均年金額		約443万円	約103万円
負担	掛金	歳費月額の 10% (国庫納付金)	標準報酬月額 の 16%
	特別掛金	期末手当額の 0.5% (国庫納付金)	期末手当額の 7.5%
	公費負担率	約70% (議員負担30%)	約40% (議員負担60%)

地方議会議員年金制度

【創設の経緯】

- ◆ 昭和36年に地方議会議員互助年金法の成立により、任意加入の互助年金制度として発足する。
- ◆ 翌37年には地方公務員共済組合法に移行し、強制加入の共済年金制度となる。
- ◆ 以後、一時金の創設、公費負担の導入により制度の充実が図られ、また、幾多の改正を経て今日に至っている。

【他の公的年金制度との相違】

- ◆ 市議会議員の平均年金額は約103万円であり、厚生年金の平均額が約153万円であるのと比べても高額ではない。
- ◆ 総報酬に対する掛金等の負担割合は、厚生年金の2倍以上である。
(市議会議員年金13.6%【平成20年度】、厚生年金 5.141%【平成20年度】、国会議員互助年金5.7%【平成17年度】)
- ◆ 地方議会議員年金の受給資格は在職12年であり、厚生年金の25年と比べると短いですが、選挙で選出されるため、継続して加入できるとは限らない。
- ◆ 地方議会議員の在職期間と他の被用者年金制度の適用を受けた期間とは通算されない。
- ◆ 地方議会議員年金と他の被用者年金は併給できるが、重複適用期間は年金額から公費負担分(40%)を控除されている。
- ◆ 市議会議員年金は議員負担が6割であり、旧国会議員互助年金の3割や、地方公共団体の長が加入する地方公務員等共済組合及び他の公的年金の5割に比べ、高い負担割合である。



地方議会議員年金制度は、他の公的年金制度(共済年金、厚生年金等)と比べ、特権的な制度ではない。